

## アーダム・ミュラーの世界史観とゲルマーニア理念

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2340921>

---

出版情報 : 史淵. 23, pp.25-47, 1940-04-15. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# アーダム・ミュラーの世界史觀とゲルマーニア理念

小林 榮 三 郎

アーダム・ミュラー (Adam Heinrich Müller, 1779—1829) に對する評價は多種多様である。マイネッケがその「世界公民主義と國民的國家」(第一版一九〇七年)において、ミュラーをフムボルト、ノヴァーリス、フリードリッヒ・シュレーゲル、フィヒテ、ファム・シュタイン、ヘーゲル等と並べてドイツ精神史上の重要人物として取上げて以來、ミュラーに對する關心は昂まり多くの研究が生れたが、その結果マイネッケ自ら後の版において謂ふところの「過大評價」や「過小評價」に類するものも現れて來た。<sup>(1)</sup> カール・シュミット (Carl Schmitt) の「政治的浪漫主義」におけるミュラー論の如きは、たしかに後者の著しき例であらう。「アーダム・ミュラーの國家論」(一九二九年刊)<sup>(2)</sup>の著者アーリス (Aris) も、その「一七八九—一八一五年ドイツ政治思想史」(一九三六年刊)において、近頃のドイツの學者たちがミュラーを第一流の思想家と見做して彼の著述をプラトンのそれにすら比較し、或は有機體論の祖とさへ做すものがあるけれども、ミュラーの著はその歿後ほとんど一世紀近い間忘れられてゐたのであつて、再びドイツが危

機に逢著してその思想家たちが過去の光榮と國家の有機體的結束とを讃へる聲に聽かんとする時代に至つて漸く再發見されたものである、と主張してゐる。<sup>(四)</sup>ドイツ浪漫主義の共同體觀についての一權威クルックホーン(Kluckhohn)もその「ドイツ浪漫主義」において、ミュラーを指して「浪漫主義思想の加工者にして布及者であるが、決して深く獨創的な精神の人ではない」と述べてゐる。<sup>(五)</sup>

たしかにミュラーの思想がその根柢において獨創的なものでなく、シュリングはじめ前期浪漫派及び英國のバーク等の影響の下に立つてゐることは云ふまでもない。しかしながら少くともミュラーが、いはゆる後期浪漫派の政治的活動において、殊にアルニム、ブレンターノ、クライスト等の「ベルリン浪漫主義」(Berliner Romantik)、なかんづくフ、ヒテ、サウ、ニをも含む「キリスト教的ドイツ的食卓會」(Die christlich-deutsche Tischgesellschaft)におゝて占むる意義については、今日何人も異論がないであらう。さうして後期浪漫派のかくの如き活動が、一八〇六年の破局の後におけるプロシヤ惹いてはドイツ全體の國民的更生に對して、バクサ(Baxa)の云ふが如き「顯著なる關與」(ein hervortretender Anteil)ではなからしても、こに角閑却すべからざる貢獻をなしたことも亦、改めて云ふまでもないであらう。シュナーベル(Schnabel)はその「ドイツ史」において云ふ、「アーダム・ミュラーが單に英人バークの教説を通俗化したのみであるか否か、また保守的諸派が學術文藝によりて更新せんと欲する場合常に、遡つて正にこのアーダム・ミュラーに據つたことが果して當を得てゐたか否か、それは論議の餘地があらう。しかし、こに角彼は深い影響を及ぼしたのである。(Jedenfalls hatte er eine tiefe Wirkung geübt.)」<sup>(六)</sup>

一八〇五年の秋からザクセンの首都ドレーズデンに来てゐたミュラーは、翌一八〇六年のはじめ同地において十二

回にわたり「ドイツの學術及び文藝に關する講演」(Vorlesungen über die deutsche Wissenschaft und Literatur)を行つた。アルトゥール・ザルツ (Arthur Salz) は一九二〇年この講演を覆刻するにあたり、編者序においてその時期を「一八〇六年冬」即ち「アウステルリッツ及びイエーナの戦ひの後オーストリアとプロシヤとが破られて、全ドイツがナポレオンの膝下に屈したとき」としてゐるが、この講演は既に一八〇六年四月十五日には終つてゐるから、アウステルリッツの戦ひ (一八〇五年十二月二日) の後ではあるが、イエーナの戦ひ (一八〇六年十月十四日) よりも半年前である。カール・シュミットがその「政治的浪漫主義」において、この講演を「一八〇五年から同六年にかけての冬」としてゐることも正確ではないであらう。このミュラー酷評家すら認めてゐる通り、この講演は好評を博したので、やがてドレーズデンの書肆 (die Arnoldische Buchhandlung) によつて刊行され、これまた好評を得て翌一八〇七年増訂第二版を出し、アードム・ミュラーの斯界における地位はこれによつて先づ樹立されたと云へよう。次で、一八〇六年から同七年にかけての冬、及び翌冬ミュラーは同じくドレーズデンにおいて文學美術に關する講演を行ひ、いづれも成功を収めて出版された。更に一八〇八年から同九年の冬に行はれた「政治の全體」(Das Ganze der Staatskunst) に關する講演は、一八〇九年ベルリンから「政治の諸要因」(Die Elemente der Staatskunst) と題して刊行された。

アードム・ミュラーは通常、浪漫的國家觀の代表者、體系樹立者として有名であり、彼の著述のうち最も多く援用されるものは、この「政治の諸要因」である。しかし私は本稿において一八〇六年の「ドイツの學術及び文藝に關する講演」を中心として、彼の世界觀とゲルマニア理念とを見たいと思ふ。

マイネッケはミュラーの戰爭觀、殊に國際關係觀がランケのそれと類似せることを指摘してゐる。即ち「勿論これらすべてはランケにありて遙かに高度の明晰と透徹とを有し、更にすぐれた經驗的基礎づけと、總じて眞に科學的なる形相をもつ。しかし茲において、ランケの得意とする主要思想のうちの若干がまさに浪漫主義に由來せることは全く明瞭となる」と云ひ、なほランケの書簡集においては唯一度一八二七年に純個人的な問題でミュラーの名が擧げられてゐるに過ぎないけれども、「彼が從來知られてゐた以上に強い示唆を特にアーダム・ミュラーから受けたといふことは、必ずしもあり得ぬことではない」と頗る興味ある推測を下してゐる。<sup>十五</sup>かうしたランケとミュラーとの所論の類似は、なほ前記の「ドイツの學術及び文藝に關する講演」において重要な役割を演じてゐるミュラーの世界史觀についても云ふことができる。しかしながら凡そ思想的の關聯については、充分の確證なくして輕々に一者の他者への影響を云々することは頗る危険である。私が本稿においてミュラーの世界史觀を取上げんとするのも、かくの如きランケとの關聯の故ではない。

それは一八〇六年に於けるミュラーのこの講演が、ベルリンにおけるフィヒテの講演「ドイツ國民に告ぐ」に先立つこと一ケ年以上であり、そこにはフィヒテの講演において重要因子の一つとなるべきゲルマーニア理念が、フィヒテとは異なる立場において、しかもミュラーの世界史觀と結んでフィヒテの場合と同様に大きな役割を演じてゐるからである。フィヒテが果してミュラーのこの講演をどの程度まで知つてゐたかは、ここでも亦詳かでない。しかしながらそこに同じゲルマーニア理念が大きな働きをしてゐることは、少くとも注目に値することも、アーダム・ミュラーにおけるかうした側面は、私の手にし得た乏しきミュラー文獻に關する限り、これまで比較的等閑視されてゐたやうに思はれ

る。クルックホーンはその編になる「ドイツの過去とドイツの國家」にこの講演の一部を収録してゐるが、彼が編者序に述べてゐるやうに、それは「過去に對する浪漫主義の新關係が彼の國家觀に對して有する意義と、フランス革命への彼の對立と、彼がノヴァーリスの斷想に精通してゐたことを、一舉に納得せしむる」ために撰ばれた部分であつて、ゲルマン精神乃至ゲルマン民族に對する彼の見解についてではない。ナードラー (Nadler) もその「ドイツ支族及び地方文學史」において、この講演を「東ドイツの運動において一般大衆にとつて近づき易い最初の文學史的講演」と呼び、この講演者を、シュレーゲル兄弟よりも更に深く歴史的現象の本質を理解したところの「最初の近代的文學史家」とまで稱してその文學史的觀察の卓拔さを賞讃してゐるが、そのゲルマニーニヤ理念については殆ど述ぶるところがない。<sup>(十七)</sup> マイネッケの「世界公民主義と國民的國家」におけるミュラー論もこの方面に觸れるところは甚だ少<sup>(十八)</sup>い。ただシュナーベルはさすがにその「ドイツ史」において、簡單ではあるが、ノヴァーリスが先づヨーロッパをゲルマン・ロマン諸民族の歴史的統一體なりとし、ミュラーがこれを傳へて更に「ゲルマン侵略者層」(die germanische Eroberschicht) が歐洲のあらゆる國々において貴族として支配せるを論じた點に注目してゐるのが見られる。<sup>(十九)</sup>

## 二

「ドイツの學術及び文藝に關する講演」第一講においてアーダム・ミュラーは、いはゆる中世が「ゲルマン諸民族 (germanische Nationen) の少年時代」であつて、「古き世界と新しき世界との間の陰鬱野蠻な中間時代」ではないと云ふ。かうした中世觀がヘルデル (Herder) 以來、殊にノヴァーリスにおいて顯著にあらはれて來てゐることは云

ふまでもないし、ミュラーが別してノヴァーリスの影響を受けてゐることは既に論じ盡されたところである。しかしミュラーは更にこれを世界史の立場から眺めようとする。「世界の現象はいづれも、それ特有の光を要求してゐる」のであつて、中世も亦それに對する独自の光を見出すことによつてはじめて眞に理解される。「空間と時間によつて隔てられて解し得ない人類の状態をば野蠻と稱することこそ、眞の野蠻にはかならぬ。」しかも世界史は「一個の關聯せる全體」(ein zusammenhängendes Ganze)であつて、この世界史の經過を單なる興隆衰亡の不斷の變遷と考へることは愚かしいことである。ひとは唯全體といふものの意味にそつてのみ生きるべく、即ち奉仕するところの部分として全體に結びつくべきである、とされる。<sup>(二七)</sup> けだし心的たるは物的たるを、外的たるは內的たるを問はず、生的一切形態はこの生といふ一大有機體の肢體にほかならぬからである。<sup>(二八)</sup> しかしそれにも拘らず、ミュラーは世界史を二つの時代に區分して考察しようとする。即ち世界史を全く異なる二つの大きな「状態」(Zustände)に分けて考へるとは、かうした世界史の全體的把握と何ら矛盾しない。むしろ全體を觀するためには各部分、各肢體、各要素を個々に考察しなければならぬからである。<sup>(二九)</sup>

しからばミュラーは世界史を如何なる時代に區分せんとするのであるか。彼は古代、中世、近世の時代區分をすててキリスト紀元の初年を以て分離點となし、單に新古兩時代に分たんとするのである。即ちそれは古き時代、新しき時代(alte Zeit, neue Zeit)と呼ばれる。古き時代を特性づけるものは「ギリシヤ形相」(griechische Form)である。彼は云ふ、「ギリシヤ時代が、人類の成年到達に至る世界史第一期を最も完全に特性づけてゐる」と。これに對して新らしき時代の特色をなすものは「ゲルマン形相」(germanische Form)である。従つて彼は古き時代をまた

「ギリシヤ的時代」(griechische Zeit)を呼び、新しき時代を「ゲルマン時代」(germanische Zeit)とも稱する。  
「もしギリシヤ形相のゲルマン形相への過渡期を年代學的にあげねばならぬとすれば、我々は近代の博識なおせつかに離れてわが祖先達の敬虔なる慣習に立かへり、キリスト教的時代計算のはじめを以て兩時代の區分點とするものである。」<sup>(註三)</sup>

ミューラーに従へば、古き時代の性格は、ギリシヤ人における塑造的藝術の完成、古代の動物的性格、慣習(Sitte)に對する法規(Gesetz)の優越、觀照的能力に對する造形的能力の卓越、ギリシヤ人における女性の取扱ひ等にはれてゐる。これに對して新しき時代の性格をなすゲルマン形相は「通常、浪漫的形相と名づけられる」(gewöhnlich die Romanische genannt)のであるが、この形相において根柢をなすものは、女性に對する宗教的な尊敬である。

この女性尊重は實にゲルマン民族の特色であり、ゲルマン民族はドイツを故地とするが故に、ゲルマン形相はドイツにおいて最も完全な發現を見たのである。曰く「通常浪漫的と呼ばれる今一つの形相は、ヨーロッパを新に豊饒ならしめた國(das Land, das Europa von neuem befruchtete)として近代世界(die moderne Welt)の諸革命のあらゆる結果がそこへ向つて合流したところの國、即ちドイツにおいて最も完全に見ることが出来る。新しき世界(die neue Welt)の根本的性格をなす女性に對する宗教的尊敬は、ただにタキトゥスによつてのみならず、他の最も正確なる歴史的研究によるも、ゲルマン諸民族(die Germanischen Völker)から出たものである。この女性尊敬から發展したものが、騎士精神であり、法規に對する慣習の優越であり、繪畫の隆盛であり、諸國家や藝術や教養が高きへ向はんとする努力であり、自然に對する浪漫的な愛である。」<sup>(註四)</sup>



かくの如くミュラーによれば世界史は二つの時代に区分されるのであるが、しかしながらこの際それら二つの時代は重要性を等しくする。もし一方を他方よりも偏重すれば、「その区分は合一 (Vereinigung) を排除することとなるが故に、かかる区分は誤りである。」さればこそ彼は二つの時代を「完全に異なる、ひとしく重要な状態」(durchaus verschiedene, gleich wichtige Zustände) とも稱したのである。更に、現在に立てば過去は常に一個の「關聯せる全體」(zusammenhängendes Ganze) として映すべきものであるが故に、この二つの時代は相關聯するものであり、従つて二つの時代を特性づける二つの形相を結合することこそ、現在の大使命であると考へられる。<sup>(廿五)</sup> けだし一切の歴史現象は生の表現にはかならぬからである。「ギリシヤ的時代とゲルマン時代とが個々に分離し觀察された場合には、單にそれらの時代に對する記憶の復活のみが可能であつた。これに反して世界のあらゆる運動の下において單純にして永遠に確固たる立場を獲得した場合には、生のあらゆる表現はその位置においてその光のうちに復活することが出来るのであつた。」<sup>(廿六)</sup>

またギリシヤ形相は、新しき時長の到來とともに永久に滅び去つたのでもない。「古き世界はただ、新しき世界が自由に獨自の發展をなし得るがためには暫時 (eine Zeitlang) 古き世界を忘れなければならぬが故にのみ、没落したのである。」されば「ゲルマン時代のあらゆる現象と並んで、ギリシヤ的時代の徐々なる復興が進行する。」先づその最も本質的なもの即ち言葉は、直ちにキリスト教會の保護するところとなつたし、次で國家は古代法規を受容した。更に雄辯術、文藝、造形美術品が復活し、十五世紀末に至つて古藝術の再生はいよゝ顯著となつた。しかしながら、さればこそ通常解せらるるが如く茲に新時代が生じたとは考へ難い。<sup>(廿七)</sup> むしろ十五世紀から十八世紀まで「最近

四世紀」間の歴史は、「古代的原理と近代の原理との戦ひ」(Krieg zwischen dem antiken und modernen Princip)として把握される。<sup>(廿八)</sup>即ちミユラーによればこの古き世界の復活にあつて、フランスは特に古代私生活のエピクールの性格を、イギリスは公生活のストイック的性格を獲得したのであるが、「スペインはその無比の文藝のうちに、ゲルマン性格 (der germanische Charakter) を最もゆたかに最も獨立的に完成した」と云はれる。<sup>(廿九)</sup>しかし都市の發展に伴ふ第三身分の勃興に對して「近代的な貴族原理」即ち「ゲルマン原理」(das germanische Princip) を最も永く維持し得たのは、歐洲列國のうちで最も中央集權的な國家フランスであつた、とも記されてゐる。<sup>(卅)</sup>

以上ミユラーにおける世界史の時代區分を見て來たのであるが、更にこの時代區分は、アジアとヨーロッパとの比較の問題に結びつけられる。曰く「近代史 (die moderne Geschichte) の主要事件は悉く、アジアとヨーロッパとの相互作用が特に見受けられる出來事である。即ち民族大移動、フランク族とアラビヤ人との交戦、十字軍及印度航路の發見が然りである。」更に兩大陸の對比は、貴族政體と共和政體の兩原理とともに、かの古き時代と新しき時代とに關係づけられて來る。けだしミユラーに従へば、貴族は元來アジアの農業組織に起原を發するものと考へられる。「アジアの土地と歴史とを一瞥すれば、貴族の理念がアジア的由來のものであることは了解される。恰もヨーロッパが藝術の所産、技術的能力の完成を助成し、その多數の内地水路と交通路とを以て一大都市にも比し得べきが如く、爾餘の世界、別してアジアの廣大なる平面は、ヨーロッパの商工業に對してその天産物を供給する地域を構成する。農業經營はその本性上たゞ多數者が唯一者の指揮に依存することのみを許容し、かくして君主政體的原理をそのうちに含むと同じく、都市的産業は相互の多様なる制約のために共和政體の形相へと傾くものである。農業は人々を植物的に

上下の關係に置き、都市經濟は動物的なる自由なる並立關係を要求する。「通常、近代史上の最も重要な出來事として、いはゆる第三身分の形成が擧げられるけれども、ミュラーによれば「近代諸國家の主要特色」(das Hauptmerkmal der modernen Staaten)は貴族にある。けたしゲルマン民族 (das Germanische Geschlecht) にありては、一般に初期文化におけると同じく、その唯一の目的は不動産の所有にあり、その他の財産は土地所有とその神聖及び永續性に奉仕的に結びついてゐるに過ぎない。さうして貴族なるものは要するにこの土地所有者にほかならぬからである。

かくしてギリシヤ形相においては、「ヨーロッパ的な共和政體的な原理」(das Europäische, republikanische Princip)が決定的優位を占め、「ゲルマン形相即ち浪漫的形相」(die germanische oder romantische Form)においては、「アジア的な君主政體的な貴族原理」(das Asiatische, das monarchische, das Adels-Princip)が決定的に優越する(冊一)なる。かやうな共和政體と君主政體との關係は、ひとり經濟的方面にとゞまらず、更に哲學的方法についても見るこ

とが出来る。即ち疑ひを中心とする古代プラトン哲學と、信を中心とする近代教理論(Dogmatismus)とがこれである。ミュラーは云ふ、「私は古代哲學にありて優勢なる懷疑論のうちに、男性的な共和政體的な原理の優越を、そして近代哲學 (die moderne Philosophie) における教理論の卓越のうちに、女性的な君主政體的な原理を再び見出すことについては、これを聽講者諸賢にお委せする」と。こゝに彼が近代哲學と稱したところのものは、「通常の語法に反して」「しかし彼の目的に従つて、「新しき世界」のうちの最も古き哲學、即ち教父なかつく聖アウグスティヌスによりて打建てられたところの、「ゲルマニア的生活の内的精神のうちにかくも多方面に刻印された哲學」(die in dem innern Geiste des germanischen Lebens so allseitig ausgeprägte Philosophie)を指すのであつた。(冊二)

さてアジアとヨーロッパとはかくの如くして對立的關係に置かれたのであるが、浪漫主義的思想家アーダム・ミューラーにありては、この二要因も亦その價值を等しくするものと考へられなければならない。彼は云ふ、「もし世界觀 (Weltanschauung) の問題となれば、ヨーロッパ的教養形相のアジヤ的なそれに對する、古代的教養形相の近代的それに對する絶對永遠の支配 (Herrschaft) といふやうな觀念については、斷じてこれを認めることが出来ない」と。けれど「この地球の全表面はあきらかに一大共同體たらんと努めてゐる」からであつて、たゞヨーロッパはこの共同體の設立にあつて仲介の勞をとるべきである。<sup>(中略)</sup> 現にいはいゆる中世においては、アジヤの由來をもつ貴族の理念は、ヨーロッパ的生活のあらゆる要請を最も完全に融合してゐた。「ゲルマン時代」(die germanische Zeit) にあつては、かの東方諸國に見られる如き階級制度 (Kasteneinrichtung) の形跡は殆ど見あたらぬ。そこにはたゞ相互に影響を及ぼす諸身分 (Stände) が存在した。「近代的な貴族原理が古代的な自由原理 (das antike Freiheitsprincip) に匹敵してゐる限り」、この兩原理は相互に高めあつて「誇りやかな服従、品威ある従順」を成就してゐた。しかるに後に至つて都市の繁榮、農業に對する商工業の不釣合なる優越によつて、第三身分及びその動産が勢力を無限に擴充するに及んで、「ゲルマン諸國の有するあの多幸なる調和」(eine glückliche Harmonie der germanischen Staaten) は失はれたのである。「古き世界」の精神がこゝに再び強力となり、「ゲルマン勢力」はその全制度とともに潰滅の危險に陥つた。<sup>(中略)</sup> このことは學術界についても同様であつて、中世の諸學術は當時の國家と同じく、「教理的に植物的に君主政體的に」(dogmatisch, pflanzenartig, monarchisch) 組立てられてゐたのであるが、古き世界の漸時的復活とともに「懷疑的な民主主義的な原理をも云々々々」(ein skeptisches, demokratisches Princip) が再び蔓延して來た。<sup>(中略)</sup>

更に宗教改革も亦哲學的見地よりすれば「古代的形相と近代的形相との滲透」(Durchdringung der antiken und modernen Form)にほかならぬとされる。ただし「カトリック教會に對する初期新教徒の攻撃のうちには、明かに古き世界の懷疑的精神があらはれてゐたし、これに對してカトリック教會は益々その教理的形相を固守した」からである。<sup>(冊六)</sup>かくして殘された課題は、如上の相對立する二つの形相を調和結合することであり、それは政治的には貴族と市民とを融和せしむることとなるのである。即ち貴族は「社會の永續的な、植物的女性的な要素」を代表するもので、その故に土地所有に結びついてゐるし、市民層は「動物性的使命」を有して商工業を主とし、動産に結びついてゐる。ミュラーは云ふ、「この兩者を調停することこそ、總じてあらゆる政治術の最高問題である」<sup>(冊七)</sup>

## 三

ミュラーの世界史観における古き時代と新しき時代、ギリシヤ形相とゲルマン形相との關係は凡そ以上見て來た通りであるが、しからば彼の屬するドイツは、かくの如き世界史像において如何なる地位を占むるものであるか。

既に序言においてミュラーはこれに對する解答を與へてゐる。曰く「外國の極めて多種多様な精神的所産が次第にこのドイツ族 (der deutsche Stamm) に結びつかなければならぬといふこと、及び、ゲルマン諸民族がこの大陸の國家團を建設したのと同様に、ゲルマン精神が早晚この大陸を支配するであらうといふこと (dass, wie Germanische Völker den Staatenkörper dieses Weltteils gegründet, so Germanischer Geist über kurz oder lang ihn beherrschen werde) は、疑ひのなきところである」<sup>(冊八)</sup>。しかしながら彼は「支配する」(beherrschen) といふ言葉

を「抑壓する」(unterdrücken) といふ語を嚴重に區別しようとする。<sup>(卅七)</sup> 曰く「本講演の概観及び序言にあつてドイツ學術の精神的支配 (Geistes Herrschaft) といふことが云はれる場合、それはドイツの精神的服従 (Geistesgehorsam) の上に、又そのうちに打建てられた支配といふ意味に解せられたのである」と。又曰く「如何にわが國民性 (unsre Nationalität) に乖離するものであれ一切の形相を、またあらゆる外國のものを、從順に敬虔に把握するといふことこそ、ドイツ精神 (der deutsche Geist) が他國民にまさつて自らに歸せざるを得ない長所である」と。<sup>(卅七)</sup> されば第三講において彼は云ふ、「ヨーロッパの爾餘の諸民族 (Völker) は男性的意向を以て獲物を求めつゝ、地表をおちつきなく彷徨してゐる。彼等はいづれも古き世界の自由原理に心酔し、自己自らを、自らの力を土台としてゐるやうに思つてゐる。ドイツは女性的に忠實に、なやみ忍びつゝ、心酔者たちによつては何ら認められるところなくして、彼等の中央に位置してゐる。そしてあらゆるゲルマン民族の本源と永續との掟 (das Gesetz des Ursprungs und der Dauer aller germanischen Völker) をば、また彼等の文字のもつ古きゴートの特徴をば、愉しき未來を待望せる不動の心のうちに保持してゐる。それは恰も、あらゆる外國人の志向のめざすところが、畢竟ドイツ的なるものにはかならぬかの如くである。——ドイツの女性たちがヨーロッパのすべての王座を次代に傳へて行かねばならなかつたのは、まことに意義なき事柄ではなかつた。(Nicht ohne Bedeutung haben deutsche Frauen alle Kronen von fortplanzen müssen) かくしてドイツがそこに存在するのは、その支配權をば利己的に占有し享受するがためではなく、それを同時代の人々及び將來の者に傳へる (fortplanzen) がためであり、眞の女性として、奉仕しつゝ支配する (dienend herrschen) がためである。他者が有する一切のものは、ドイツが嘗てあり、現在あり、將來あるべきところのもの」と。

合一される限りにおいてのみ、一つの存在であり、永遠に彼等のものたり得るのである」<sup>(四十一)</sup>と。こゝに「ドイツの女性たちがヨーロッパのすべての王座を次代に傳へた」と云はれてゐるのは、先に述べた序言の中の「ゲルマン諸民族がこの大陸の國家團を建設した」といふ言葉と同一の内容をもつものであらう。この意味において、彼が第一講に「世界史の二つの大きな時代區劃 (Zeitaltschnitte) において、男性的形相と女性的形相とがそれぞれ最高度の一方的完成 (einseitige Abbildung) に達したやうに見える。さうして遂に兩形相は共同して或る新しい時代を生み出すといふところまで成熟して來たやうに思はれる。古き時代と新しき時代との偉大なる結婚 (Vermählung) といふ目的は、たゞその生家 (Vaterhaus) (即ち世界史とその法則) が存在する限りにおいてのみ、また——これは疑ふべからざることであるが——かの神聖なる結合點 (der heilige Vereinigungspunkt) が永續する限りにおいてのみ、達成され得ることは、自明の理である。但しこの結合點について私は、今日の講演では單にこれを示唆し得ることにとどまる」<sup>(四十二)</sup>と述べてゐるのも了解することが出來よう。即ち彼のいはゆる「結合點」は實にドイツにほかならないのである。

かくの如く歐洲近代諸國家を建設したものがゲルマン民族であるとなす思想は、若きヘーゲルの「ドイツ憲法」(Verfassung Deutschlands) にも現れてゐるが、<sup>(四十三)</sup>ミュラーにありては、更に彼の世界史観と結びついて諸處に強調されてゐる。既に見て來たやうに彼は第一講において、ドイツが如何に外國文化の攝取に對して従順敬虔であつたかを説き、これを以てドイツの一大長所となしたのであるが、それに續いてなほ次のやうに述べてゐる。「今日のヨーロッパ諸國民の母たるドイツ (Deutschland, die Mutter der Nationen des heutigen Europa) は、この點において、不遜なこともしばしばなる強健なる子供たち (Kinder) に對して、自己の母性的感情 (Muttergefühl) を未だ嘗て拒否

したことはない。それどころかこの感情を愚かしいまで、また女性的卑屈に至るまで用ゐ過して來たのである」と云ひ、なほ「我々は隣人の教養を抑壓することにはなく、むしろその教養が最高度に繁榮することのうちにこそ、我々自身の幸福を見出すものである。されば、多幸なる中央の國ドイツ (Deutschland, das glückliche Mittel land) は、ヨーロッパをその精神によりて支配したとしても、決して他者に對する服従と尊敬とを否むには及ばぬであらう」と附言してゐる。<sup>(四十四)</sup> また既に見たやうにギリシヤ形相に對してゲルマン形相は、「ヨーロッパを新たに豊饒ならしめた國士ドイツ」においてこそ、最も完全に見ることが出來たのであつた。第三講においても次のやうな言葉が見える。

「戦争により、移住により、歐洲列強のわが帝國憲法に對する關與により、更にすべての外國人に對する吾人の尊敬により、また既述の如くその子供たちのあらゆる事業に對してドイツが懐く母性的な悦び (mütterliche Freude an allen Werken seiner Kinder) により外國が吾人に及ぼした特に強き影響を想起するならば——さうすれば全人類に關する意見について、爾餘の歐洲諸民族の國民的教養には決して入り得なかつたほど高度の普遍性が、ドイツに存在し得るといふことは、容易に了解することが出來るのである」<sup>(四十五)</sup> かくてミューラーに至つてドイツは、それがゲルマン民族の故地にして、しかもこのゲルマン民族こそ近代ヨーロッパ諸國の建設者なるが故に、近代ヨーロッパの母と呼ばれることが出來るのであつた。

後の「政治の諸要因」第十講にもミューラーは、十六世紀までの歐洲五強國、即ち英・西・伊・佛・獨が、それぞれ他の四ヶ國人によりて住み或は「教育」(erziehen) され或は「養育」(grossziehen) されたことを説いてゐるが、これによればイギリスはゲルマン民族に屬するサクセン族により、スペインは西ゴート族と總稱されるゲルマン



諸支族 (Germanische Stämme) により、イタリアもゲルマン民族に属する親衛兵及び漂泊民 (Germanische Leihwachen und Horden) により、フランスはゲルマン諸支族、フランク族及びカール大帝によりて教育乃至養育されたことがある。<sup>(四十六)</sup>

このうちフランスについては「ドイツの學術及び文藝に關する講演」第二講においても、それがカール大帝時代にはドイツとゲルマン民族の統一をなしてゐたことが主張されてゐる。即ち彼は彼は獨佛兩國民を指して「嘗てカール大帝の下に存したゲルマン民族的統一に對してひとしく不忠實なる兩國民」(beide ihrer ehemaligen germanischen Einheit unter Carl dem Grossen auf gleiche Weise treulose Nationen) を稱してゐる。<sup>(四十七)</sup> 更にイギリスについても第四講において、英國憲法が自由と法規との合一、即ち「古代的形相とゲルマン形相との合一」の問題を一部分解決し、

また「あらゆる時代の最も偉大なる詩人の一人に對する偉大なる國民的追憶によりて、英國の古代即ち近代的ゲルマン民族的起原 (das britische Altertum oder der moderne germanische Ursprung) に對する服従も亦維持された」<sup>(四十八)</sup> ことが述べられてゐる。かくて一般にドイツ浪漫派の主張する如く、ミュラーにおいてもシェイクスピアはいはゆる

浪漫的形相、ゲルマン形相の代表者と考へられてゐるのである。しかしながら、かくの如き輝かしき歴史とそれに伴ふ重き使命を擔へるドイツは、現在において如何なる状態にあるか。歐洲列強にありては概して新舊兩教のいづれか一方が優勢を占めたのに反して、ドイツでは「動搖する均衡のうち

に對立せる二大國家群が、文化・制度・風習において完全に背馳しつゝ、一群は傳承即ちカトリック教への、古きものへの忠誠をえらび、他の一群は新しきものへの嗜好即ち新教を、自由と理性との領域の不斷の擴充を採つた。<sup>(四十九)</sup>

かくしてドイツ諸邦は殆ど獨立國となり、ドイツは政治的統一を失はなければならなかつた。さうして今やドイツはナポレオンの武力の前に屈し去らんとしてゐる。かうした慘めな状態にある祖國はそも如何にして救はれ得るであらうか。

ミュラーによればドイツを救ふ道は、決してドイツ上古の華やかなる業績のみを高唱することのうちに見出さるべきではない。それは單なるゲルマニア理念ではなく、正に「世界史」の把握に立脚せるゲルマニア理念のうちこそ求めらるべきものであつた。ミュラーは云ふ、「數年前ドイツにおいて、ひとは或る種の祖國的氣質を、或る種の朴直な誠實な正直なドイツ風 (Deutschet) なるものを装ひはじめた。ひとは遠い祖先に遡るに先立つて、父と祖父とを理解せねばならぬといふ單純な前提に従つて、歴史を遡り、我々の起原の傳承を歩みその源泉にまで跡づけることはせずして、第一に、しかも唯、最も古き樽のみに孔を穿ち酒を汲出した。彼等はヘルマン (Hermann) のヴァールス (Varns) に對する勝利や彈唱詩人の歌謡のうちにおいて、永遠に祖國的精神に陶醉し得ると期待してゐた。クロップストック (Klopstock) の彈唱詩人風の詩や他の多くの試みは、それらがドイツ古代について如何に重要な歴史的研究の動機となつたとは云へ、またそれがドイツ教養史のうちに如何に深く所屬するに至つてゐるとは云へ、凡そ傳承を無視し歴史の關聯を破つて引出されるものが、如何なる魂なき冷たい文字たるかを示す警告的な例證である。」ミュラーは更に言葉をつづける。「再言すれば、ただ破れ得るもののみが破れるのである。最も手近なる周圍即ち祖國ドイツ今日の悲しむべき惘然たる姿そのものを見ることによつて感憤せず國民的自負 (Nationalstolz) を懷かざる者、また敗北不幸によつて自分の生れた土地にたく結びつき得ざる者に對しては、ヴァールスの軍團に對す

る如何なる勝利といへども、これを祖國のために感激せしむることは不可能であらう」(五七)。

四

以上見て来たところによつてアーダム・ミュラーが、浪漫主義的調和統一の立場において、世界史上の對立要因を融合せんとしてゐることは明かである。「古人も近代人も、我々は悉く一個の偉大なる共同進路を辿つてゐる。個人人の利得は、それが如何なる特有の武器を以て侵略せられたるものといへども、また如何に一面的嗜好を以て獲得せられることも、悉く我々全體の富を擴充するものである。個人はその一面性の故に滅び得るが、しかしそれはたゞ彼が、人類の全體とともに生きてゐるその偉大なる共同性を忘却することによつてのみ生ずる。ギリシヤはその民族性(Nationalität)を他の諸國民(Nationen)よりもまさりとして外國を輕侮しはじめたとき、バルバル即ち外國人といふ語に輕蔑の意味を附加したとき、その衰亡に近づいたものである。従つてフランスの史家・翻譯家・旅行者たちが他國民の個性を單にフランス的形相の珍奇なる變形と見做すとき、それはフランス人の藝術的國民性の永續にとつて決して吉兆ではないのである」(五十一)かくの如くして古き時代と新しき時代、ギリシヤ形相とゲルマン形相、ヨーロッパとアジア、共和政體と君主政體、商工業と農業、懷疑論と教理論など、いづれも世界史の立場においてこれを觀するならば、生の有機體の肢體として、まさに調和一せらるべきものであつた。この意味においてドイツの使命も亦ヨーロッパの母たることに見出されたのである。さうしてこの場合、彼のゲルマニア理念は、かうしたドイツの普遍的使命を根據づけるものとして働いてゐた。即ちゲルマン民族は近代歐洲列強の建設者であり、しかもこのゲルマ

ン民族の故地はドイツであつた。従つてこの講演の序言において彼が述べた「ゲルマン精神が早晩この大陸を支配するであらう」といふ言葉も、あくまで服従的な支配にとどまるべきであつた。

しかしながらそれにも拘らず、彼は當時のドイツの政治的無力を痛嘆して「國民的感情 (Nationalgefühl) の鼓舞、國民的偉大さ (Nationalgroße) の意識復活の必要は、まさにこの共同體動搖の秋におけるより大なるはない」と叫んでゐる。また曰く「過去の時代に對するかくの如き眞の寛容は、既に述べた隣人外人に對する寛容と全く同様に、深くドイツ的教養の性格のうち存してゐる。人類の如何なる繁榮にも教養の如何なる形相に對してもかくの如く寛容なることと並んで、またそのことにこそ、我々のかかる繁榮や教養の形相を認容し得ざる一切のものに對するドイツ的不寛容が、同様に力強く現れて來るのである。制度・法規・高貴なる服従の習慣を、要するに我々の教養の發展基地たるこの神聖なる土地全體をば、我々は他者によつて蹂躪されたくはない。我々の個性は我々が尊敬する人々によつて再び大切に扱はれなければならぬ。ドイツ精神のこの公正なる不寛容は生きてゐる。武運拙ければ武器は用をなさなくなることもある。精神の武器、別して我々の破るべからざる言葉といふものは、そのしなやかなる力を以て、あくまでも我々のものである。その精神の武器さへあれば、如何なる外的窮乏のうちにあるも、生々激烈たる希望が存在する」と。(五十二)これはまことに熱烈なる愛國者の言葉である。こゝにおいてアーダム・ミュラーはまさしく「國民的自負」の強調者である。さうして彼の謂はゆる「國民的偉大さ」は、そのゲルマーニア理念に基くものでなければならぬ。即ちドイツは近代ヨーロッパ列強の建設者、近代歐洲を新たに「豊饒」ならしめたゲルマン民族の故地であり、従つてヨーロッパの母であるといふ自覺に基くものでなければならぬ。

マイネッケは「世界公民主義と國民的國家」において、ナチオン(Nation)なる語がミュラーにありては、國家的統一を中心として用ゐられてゐるが故に、ミュラーはドイツ人全般を彼の意味におけるナチオンとして承認せず、却つて後年にはプロシヤ及びオーストリアを指して *preussische Nation* 或は *österreichische Nation* とさへ稱したことを指摘してゐる。マイネッケは曰く「フィヒテのナチオンにおいては普遍的要素が支配的であり、ミュラーのナチオンにありては歴史的的政治的な特殊性の要素 (*das Element der historisch-politischen Besonderheit*) が優勢である。彼ははつきりと『プロシヤの』或は『オーストリアの』ナチオンといふ言葉を用ゐてゐる。彼がプロシヤのナチオナリテート (*Nationalität*) に關して云つてゐることは、特に教ふるところが多い。それは彼にとつては歴史的的政治的な諸現象の結果なのである。曰く『プロシヤのナチオナリテート(國民性)は大部分單に七年戰役中の奮闘の結果に過ぎなかつた』と。そしてそれは餘りにも弱き根柢にもとづくが故に、意識的事業によりてこれを補足しなければならなかつた、とミュラーは云ふのである。(中略) ナチオンの本質についてかくの如き見解を懷くミュラーがドイツのナチオン (*die deutsche Nation*) に對して如何なる態度をとるかといふことは、頗る興味ある事柄である。ドイツのナチオンは何ら國家的統一を形成してゐなかつたが故に、彼は殆どそれを彼の意味における一個のナチオンとして、一個のまとまつた政治的個體 (*Individualität*) として承認することは出来なかつた。それにも拘らず彼がドイツにおける經濟的生活の觀察にもとづき『政治の諸要因』において、ドイツはその經濟的生存のために政治的統一を必要とするといふ命題を敢て主張してゐるのは、注目に値する。そこには又かの一八〇九年のオーストリア(對ナポレオン)戰の前における大ドイツ的氣分が反映されてゐたのである」(五十三)

たしかにマイネッケが云つてゐる通り、ミュラーは本講演においても *deutsche Nation* といふ言葉を用ゐてゐない。しかしながら既に見て来たやうに彼は、ある場合に「獨佛兩ナチオン」といふ語法を用ゐる(五十四)。また *deutsche Nationalität* 「ドイツのナチオナリテート(國民性)」とも云つてゐる(五十五)。更にドイツ全般について *Nationalgefühl* 或は *Nationalgrösse* を云々してゐる。また國家的統一なきギリシヤ全體をもナチオンと稱し、「ギリシヤのナチオナリテート」についても論じ(五十六)、また明かに *Germanische Völker* (ゲルマン諸民族) と同義的に *Germanische Nationen* を用ゐてゐる(五十七)。かくの如く觀て來ると、彼のナチオンは單なる「國家の公民」(*Staatsbürger*) の意味ではなく、ナチオンの原義としての「民族」の意味を含むものであり、かうした意味において彼は *Nationalgrösse* の自覺や *Nationalgefühl* の鼓舞の必要を絶叫したのであつた。

これを要するに、一八〇六年の講演者アーダム・ミュラーがその浪漫主義的な世界史觀に立つてゲルマーニア理念の普遍的一面たる「ゲルマン精神」をふりかざし、世界人類の調和合一を唱へながら、同時に若きヘーゲルや後のフィヒテと共通なるゲルマーニア理念の國民主義的一面において「ドイツ的不寛容」と「ドイツ國民性」の尊重を叫び、かくして彼のゲルマーニア理念が二つの面において微妙にはたらきつつ、本講演の中心的要因をなしてゐることは、ドイツ國民意識の發展史上、興味ある事柄と云はねばならぬ。

- ( 1 ) Fr. Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat, 7. Aufl., S. 130.
- ( 11 ) Carl Schmitt, Politische Romantik, 2. Aufl., S. 58ff.
- ( 12 ) R. Aris, Die Staatslehre Adam Müllers, Tübingen 1929.
- ( 13 ) Aris, History of Political Thought from 1789 to 1815, p. 309.
- ( 14 ) P. Kluckhohn, Die deutsche Romantik, S. 164.
- ( 15 ) トーマス Die christliche germanische Tischgesellschaft 2017年9月25日版、406頁。(Aris, History, p. 405.) トーマス Die christlich 2017年9月25日版、406頁。(J. Nadler, Die Berliner Romantik 1800—1814, S. 166.)
- ( 16 ) J. Baxa, Gesellschaft und Staat im Spiegel deutscher Romantik, S. 216.
- ( 17 ) Schnabel, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, Bd. I, S. 310.
- ( 18 ) A. Salz (Herausgeber): Adam Müller, Vorlesungen über die deutsche Wissenschaft und Literatur, München 1920, S. V.
- ( 19 ) J. Baxa, Adam Müller, S. 49.
- ( 20 ) Schmitt, S. 62.
- ( 21 ) Ibid. („Ihr Erfolg war schnell vergessen.“ u. Fussnote.) Cf. Kluckhohn, S. 164.
- ( 22 ) 1804年慶安年 Die Lehre vom Gegensatz (Berlin) を出したが、大なる注目を惹かなかつた。
- ( 23 ) 一部分は同じ一八〇九年「國家の理念について」(Von der Idee des Staates) と題して刊行された。 Cf. Goedeke, Grundriss zur Gesch. d. deutsch. Dichtg., Bd. VI, S. 196. シルマンホーランドの編じた「キルペーニヤの國家」に於いて、この講演を一八〇九年から同十年にかけてのキルペーニヤの刊行を一八一〇年とせざるは誤り。(Kluckhohn, Deutsche Vergangenheit u. deutscher Staat, S. XVIII.)
- ( 24 ) Meinecke, S. 151 f.
- ( 25 ) Kluckhohn, Deutsche Vergg., S. XIX.
- ( 26 ) Nadler, Literaturgesch. der deutsch. Stämme u. Landschaften, Bd. III, S. 477 f.
- ( 27 ) Cf. Meinecke, S. 156.
- ( 28 ) Schnabel, I, 312.
- ( 29 ) Müller, Vorlesungen, S. 18 f. (以下一八〇六年の講義その引用はザルム版に據る)
- ( 30 ) Ibid., S. 124.
- ( 31 ) Ibid., S. 19.

- (卅三) Ibid., S. 22, 24.  
 (卅四) Ibid., S. 22 f.  
 (卅五) Ibid., S. 19 f.  
 (卅六) Ibid., S. 51.  
 (卅七) Ibid., S. 24.  
 (卅八) Ibid., S. 45.  
 (卅九) Ibid., S. 25.  
 (四十) Ibid., S. 35.  
 (卅一) Ibid., S. 29 f., 31.  
 (卅二) Ibid., S. 89.  
 (卅三) Ibid., S. 30 f., 34.  
 (卅四) Ibid., S. 84 f.  
 (卅五) Ibid., S. 154.  
 (卅六) Ibid., S. 106 f.  
 (卅七) Ibid., S. 161.  
 (卅八) Ibid., S. 4.  
 (卅九) Ibid., S. 33.  
 (四十) Ibid., S. 14 f.  
 (卅十一) Ibid., S. 59 f.  
 (卅十二) Ibid., S. 23 f.  
 (卅十三) 「史淵」第十七輯所載、拙稿(ヘーゲルの「ドイツ憲法」とドイツ的自由)六七頁参照。  
 (卅十四) Müller, Vorlesungen, S. 15.

- (卅十五) Ibid., S. 23, 48.  
 (卅十六) Müller, Die Elemente der Staatskunst (Versehen v. J. Baxa), Jena 1922, Bd. I, S. 193.  
 (卅十七) Müller, Vorlesungen, S. 38.  
 (卅十八) Ibid., S. 64 f.  
 (卅十九) Ibid., S. 145 f.  
 (四十) Ibid., S. 146 f.  
 (卅十一) Ibid., S. 13.  
 (卅十二) Ibid., S. 5, 18 f.  
 (卅十三) Meinecke, S. 154 f.  
 (卅十四) Müller, Vorlesungen, S. 39, 40.  
 (卅十五) Ibid., S. 56, (S. 14: unsere Nationalität)  
 (卅十六) Ibid., S. 13.  
 (卅十七) Ibid., S. 18.

(以上)

追記

アルント (E. M. Arndt) のゲルマニア理念  
 殊に一八〇三年の「ゲルマニアとヨーロッパ」  
 (Germanien und Europa) との關係は他の機  
 會に譲る。